

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第211号)

平成14年6月28日

横情審答申第211号  
平成14年6月28日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成13年7月18日磯保護第25号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「保護決定調書」の個人情報一部開示決定及び「請求者から磯子区役所保  
護課に提出した白紙同意書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てに  
ついての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、保護決定調書において非開示とした情報のうち、訪問格付欄に記録されている訪問格付の結果に関する情報を非開示とした決定は、妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。また、横浜市長が、請求者から磯子区役所保護課に提出した白紙同意書を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年4月24日付で行った、保護決定調書（以下「本件調書」という。）の個人情報一部開示決定及び請求者から磯子区役所保護課に提出した白紙同意書（以下「本件同意書」という。）の個人情報非開示決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示及び一部開示理由説明要旨

本件調書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第17条第2号に該当するため、一部を非開示としたものであり、また、本件同意書については、条例第20条第2項により、全部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

## (1) 条例第17条第2号の該当性について

訪問調査は、世帯の生活実態を把握し、保護の受給要件を検証し、処遇方針に沿った指導援助を行うための基礎となる。本市では、被保護世帯のニーズに応じてA・B・C・D・Eの訪問格付を設定し、訪問計画を策定している。訪問格付は、開示することにより、客観的かつ適正な評価・診断・指導・相談等が困難になり、生活保護の適正な執行を阻害されたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがある。

## (2) 白紙同意書の不存在について

開示請求があった「請求者から磯子区役所保護課に提出した白紙同意書」については、当所では取得していないため、非開示とした。なお、保護申請時には、目的を限定した同意書は取得しており、これについては、既に請求者に提示済みである。請求者はこれ以外にも白紙の同意書を取られたとして、主張し続けている。本件同意書は不存在であり、条例第20条第2項に該当するため非開示とした。

#### 4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件調書の一部開示決定及び本件同意書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

##### (1) 本件調書について

非開示とされた部分は、申立人が一番知りたい部分である。

申立人の病名について、磯子区役所保護係長による説明と、保護費をもらうために申立人が受診した医師の説明との間に食い違いがあるため、本件調書の全部開示を受けて確認したい。

##### (2) 本件同意書について

白紙の同意書の件について、当時の担当者からの返答がない。不存在だから取得していないとは言い切れない。

一度打ち切られた保護費が、何故再度支給されることになったのか、全てをうやむやにされて納得がいかない。白紙の同意書の件でもめていたからではないのか。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 本件調書及び本件同意書について

本件調書は、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）第3条の規定に基づいて、生活保護の申請者である申立人に係る世帯の最低生活費と収入を対比し、月単位の扶助費を決定するために作成された文書であり、世帯主氏名、訪問格付、決定内容、最低生活費及び扶助額等が記録されている。

本件同意書は、申立人の主張するところによると、申立人が記名捺印し、実施機関に提出した白紙の同意書であることが認められる。

##### (2) 条例第17条第2号の該当性について

ア 条例第17条第2号では、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件調書のうち、訪問格付欄の項目名及び格付結果が記録されている部分について、本号に該当するとして非開示としている。

本件調書に記録されている訪問格付（項目名を除く。以下同じ。）は、世帯の生活状況等を把握した上で、その世帯に必要な訪問頻度を設定するために、当該世帯

の格付を行い、その格付結果を記録したものであることが認められる。

このような訪問格付は、申立人個人の評価・判定に関する個人情報であり、当該格付が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件調書のうち、訪問格付欄に記録されている訪問格付の結果に関する情報は、本号に該当する。

なお、当該訪問格付欄の項目名は、単に当該文書の様式の一部に過ぎないことから、本号に該当しない。

### (3) 本件同意書の不存在について

ア 本件同意書は、申立人の主張するところによると、平成9年7月に、磯子区役所福祉部保護課のカウンターにおいて申立人が記名捺印し、実施機関に提出した白紙の同意書であると考えられる。

実施機関は、申立人から目的を限定した同意書は取得しているが、本件同意書を取得した事実はないと主張している。

これに対し、申立人は、目的を限定した同意書以外に白紙の同意書を実施機関に提出したと主張している。

イ しかし、生活保護に関する事務の過程で、実施機関が、申立人が主張するような白紙の同意書を取得したことを推認させるような事実関係は認められず、本件同意書が存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件調書において非開示とした情報のうち、訪問格付欄に記録されている訪問格付の結果に関する情報を、条例第17条第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当であるが、その余の部分は開示すべきである。また、実施機関が、本件同意書について、不存在であるとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 7 月18日	・ 諮問書並びに非開示及び一部開示理由説明書を受理
平成13年 7 月27日 (第 2 5 0 回審査会)	・ 諮問の報告
平成14年 4 月26日 (第 2 6 8 回審査会)	・ 審議
平成14年 5 月10日 (第 2 6 9 回審査会)	・ 審議
平成14年 5 月24日 (第 2 7 0 回審査会)	・ 審議
平成14年 6 月14日 (第 2 7 1 回審査会)	・ 審議